

やゝもすれば御用酌量の分子の策動が共済組合評議員の選挙を機会に、當事者との連環のもとに行はれ、俺達の評議員兼任の目的が遂に利用されるが加き事がしばしばあった。

茲に於て吾が自助會執行委員會は、戰鬥的分子の共済組合評議員の兼任に依つて、共済組合の管理權獲得の爲めに、其の消費組合の自主化の爲めに左の如き内容をもつ選挙闘争方針書を發表して、青年部の選挙闘争委員會との提携の下に果敢なる評議員選挙闘争を遂行したのである。

評議員選挙闘争方針書内容大畧

【一】共済組合の價値、其の一、偽瞞組織の暴露、イ、労働条件協議の偽瞞、ロ、選任評議員の存在と議長の採決權、ハ、決議事項の未實施と掛金制度、購買制度の偽瞞、其の二、イ、管理權獲得の爲めの共済組合の自主化、ロ、徹底的自主化闘争に對する難辭と其の展望。

【二】評議員選出に對する觀念、其の一、現下の客觀的情勢下に如何なる候補を選出すべきか。其の二、如何なる決意をなさしむべきか。其の三、大衆は如何に監視鞭撻すべきか。

【三】選挙の具体的方針、其の一、候補者の選定、イ、條件、ロ、方法。其の二、選挙闘争委員會の設置。其の三、反動候補に對する闘争、イ、目標、ロ、闘争形態、其の四、理事者の選挙干渉に對する闘争。其の五、理想選挙を目標としての費用の大衆支辨、以上。

かく此の方針書にもとづき果敢なる選挙闘争は展開せられ、春日出、鶴町の二支部に於ては先づ支部長、副支部長の選挙を行ひ、支部代議員會の統制の下に他の候補をへいそくせしめ、他の支部に於ても我が自助會支部公認の評議員は全部當選して、茲に完全なる組合の勝利を獲得したのである。

### 無賃乗車取締反對闘争

八月十四日——本部執行委員會は無賃乗車取締特別勸行反對闘争を決議し、特別勸行中たる事を職場の一般大衆に注告を發し、各郊外電車従業員に諒解を受けるべく、其の出のピラを作製して配布した。一方理事者、檢舉係を訪問、警告を與

へた。尙、其後の取締の經過に依り休日對策協議する事を申合せた。

八月十六日——執行委員會は、特勸反對の爲め『安全事故無しデー』の決行を決定、直ちに各支部へ『十八日初發より決行せよ』の指令を發し同時に糾察隊編成の方法を決定した。

八月二十日——執行委員會は安全デーの打切りを決定、直ちに『二十一日より打切れ』の指令を發した。打ち切りの結果、全支部に於て十三名の犠牲者を發見し

九月四日——執行委員會は處分反對を決議して九月七日當局に抗議する事になつた。

九月七日——本部執行委員は當局を訪問、特別勸行に關して減點處分を受けた各支部従業員の不當を聲明、同時に、處分取消しを要求した。

### 府議選舉闘争

我組合の政治的立場は我々自身の知るが如くであるが、去る九月廿五日全國的に行はれた府縣會議員選挙に際しては、大体九月四日——本部としての態度を次の如く決定し、直ちに着手した。

一、政黨は支持せざる事、二、演說會に動員する事、三、候補者の言動を批判し、階級的人格者に投票を集中、應援闘争を行ふ。四、以上の方針に依る聲明書を發表した。

九月十三日——大阪府下に於ける候補者中、階級的人格者を小岩井淨氏に定め、而して氏は當時赤色救援會事件で現刑務所未決に入所中なるを以て選挙供託金を全執行委員より據出貸與する手筈をなし、一方各支部は大々的に闘争基金募集に着手した。辯士を派遣し、應援隊を動員し、我組合は全力を擧げて奮戦した結果、幾多のブル政黨及び改良主義的政黨候補者の落選を尻目に掛けて見事當選した。

各支部よりの應援基金總計實に三百五十餘圓であつた。

### 慰安會費削減反對闘争

三月十六日——執行委員會は慰安會旅行取止めの方針に對し、全従業員の名に依り旅行舉行を希望する事となり、